

高校生等への授業料の支援

令和4年1月
大阪市教育委員会

高等学校等就学支援金（国の制度）

次の資格要件を満たす場合、生徒の授業料を国が負担し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済の必要はありません。なお、就学支援金制度は授業料のみが対象で、学校諸費等は保護者負担となります。

◎ 資格要件

- ①在学要件
生徒が日本国内に住所を有し、次の高等学校等に在学していること（国立・公立・私立は問いません）
高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校高等部・高等専門学校（1年～3年）・専修学校の高等課程等
- ②所得要件
次の計算式による算出額（保護者合算）が304,200円未満（年収めやす910万円未満）の世帯
なお、私立高校等に就学する生徒の場合には、算出額（保護者合算）が154,500円未満（年収めやす590万円未満）の世帯であれば、就学支援金の加算が受けられます。

【計算式】 保護者の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

✎ 支給方法

就学支援金は、学校が受取り授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受取るものではありません。



🐾 支給額（全日制高校の場合）

限度額（年額）		
～396,000円	②私立高校等への授業料支援金の加算限度額 (①+②で最大396,000円の授業料が支援される。)	
～118,800円	①高校等の授業料支援金の基準限度額	①のみ
年収のめやす 【計算式】による算出額 (保護者合算)	590万円未満	910万円未満
	154,500円未満	304,200円未満

🏠 私立高等学校等授業料支援補助金（府の制度）

大阪府では、大阪の子もたちが、大阪府内の私立の高校や高等専修学校等への進学を、経済的理由で諦めることがないよう、国の「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金を交付することで、保護者が負担する授業料が無償又は一部負担になる支援を実施しています。

全日制（授業料が60万円の学校の場合）

国の高等学校等就学支援金の【計算式】による算出額	年収のめやす	保護者の授業料負担（年額）		
		子ども1人の世帯	子ども2人の世帯	子ども3人以上の世帯
～154,500円未満	590万円未満	無償	無償	無償
154,500円～251,100円未満	590万円～800万円未満	20万円	10万円	
251,100円～304,200円未満	800万円～910万円未満	48万円	30万円	10万円

【資格要件】

- ・生徒と保護者（親権者全員）が大阪府内に住んでいること
- ・「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること
- ・国の「就学支援金」を受給していること
- ・保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること



支援の対象となる場合でも、授業料は、一旦納付する必要があります。
(後日、学校から返金や未納分の授業料との相殺があります。)

高校生等への授業料以外の教育費 支援

大阪府奨学のための給付金

〔令和3年度の内容です。令和4年度は変更になることがあります。〕

資格要件

7月1日時点で、以下の要件すべてに当てはまる方が対象です。

- ①保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に住んでいること
- ③生徒が、「高等学校等就学支援金」の支給対象校に在学し、休学していないこと

申請方法

- ①大阪府内の高等学校等に在学の場合、7月頃に学校で受給申請書等が配付されます。受給申請書と必要書類を、学校が定める日までに提出してください。
- ②大阪府外の高等学校等に在学の場合、必要書類は大阪府教育庁私学課のホームページからダウンロードし、郵送で申請してください。

給付額（年額）

1 生活保護（生業扶助）受給世帯の生徒

国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円
私立	全日制・定時制・通信制	52,600円

2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯の生徒で、3に該当しない場合

	全日制・定時制	通信制
国公立	110,100円	48,500円
私立	129,600円	50,100円

3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が（a）（b）のどちらかに該当する場合

（a）兄・姉が高等学校等に在学する場合		
（b）兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合		
	全日制・定時制	通信制
国公立	141,700円	48,500円
私立	150,000円	50,100円

大阪市奨学費

資格要件

7月1日時点で、以下の要件すべてに当てはまる方が対象です。

- ①大阪市内に住民票がある生徒
- ②同一世帯全員が市民税非課税（均等割・所得割ともに0円）である生徒（生活保護で高等学校等就学費の給付を受けている場合は対象外）（児童養護施設入所者、里親に委託されている生徒は対象）
- ③学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒

申請方法

- ①6月に募集しますので、在学する学校で「募集要項」を入手し、申請書と必要書類を、7月1日までの間、学校が定める日までに提出してください。
- ②「募集要項」は、大阪府下の高等学校には送付します。他府県の高等学校等に在学の場合は、大阪市教育委員会にお問い合わせください。

給付額（年額）

第1学年（入学年度に限る）は年額107,000円、それ以外の生徒は年額72,000円から上記「大阪府奨学のための給付金」の給付額を差引いた金額が支給上限額になります。

大阪市奨学費より、府の給付金が多い場合は、支給されません。

奨学生の選定、支給決定は11月頃の予定です。

請求の際には、使途確認のため、入学又は学習に要した費用の領収書、レシート等が必要です。

【請求できる項目】

第1学年	入学検定料、入学料
全学年	教科書費、学用品費、実習材料費、教科外活動費、通学費、通学用品費、学校納付金

大阪府育英会 奨学金（貸与型）

資格要件等

- ①高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程（修業年限1年以上）に在学する生徒であること。
- ②保護者が大阪府内に住所を有し、次の計算式で算出された額が所得基準を満たしていること。

【計算式】 保護者の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

奨学金の区分	所得基準（保護者合算）	
	計算式による算出額	年収のめやす
奨学資金	国公立	251,100円未満 800万円未満
	私立	347,100円未満 1,000万円未満

※年収のめやすは、保護者、子ども2人（高校生1人と中学生1人）の4人世帯の場合です。

※奨学金には「入学時増額奨学資金」もありますが、中学3年時の予約募集のみの申込みです。高校入学後の募集はありません。なお、令和4年4月入学学生の予約募集は令和3年10月に終了しています。



申込方法

- ①高校入学後の4月中旬から5月上旬に生徒が在学する学校で申込みます。各学校により申込期間（締切日）が異なりますので、必ず学校に確認してください。提出先は在学する学校です。
- ②採否の決定は、6月下旬に学校を通じて通知されます。
- ③毎年度6月から翌年2月までの間で家庭の経済状況の急変により修学が困難になった生徒を対象とした緊急採用があります。在学する学校を通じて育英会に事前連絡・相談のうえ、申込みを行います。



貸付限度額（年額）

貸付対象 学校区分	計算式による 算出額	年収めやす	貸付限度額（1万円単位で希望する額）※1
国公立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額 ※2＋その他教育費 10万円 （授業料負担額が実質無償となる場合は10万円）
私立とも	251,100円以上	800万円以上	授業料実質負担額の範囲内で24万円 ※3
私立のみ	347,100円未満	1,000万円未満	（授業料負担額が24万円を下回る場合はその額）

※1 大阪府育英会の奨学金は卒業後返還が必要な奨学金ですが、無利子です。

※2 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

※3 大阪府の授業料支援補助金の交付を受ける場合、所得金額やお子さんの数によって貸付限度額が異なることがあります。

その他の貸付制度（主なもの）

生活福祉資金（教育支援資金貸付）



資格要件等

- ①大阪府内に居住していること（居住地と住民票が一致していること）
- ②他から必要な資金の融資を受けることが困難な生活保護世帯、低所得世帯（大阪府育英会等を利用してなお就学費用が不足する場合には、最短修業年限の借入申請が可能）



申込方法

お住まいの市区町村の社会福祉協議会 生活福祉資金貸付事業窓口に相談・申込みをします。



貸付額（無利子）

教育支援費（月額）	35,000円以内（高校・専修学校高等課程） 60,000円以内（高等専門学校）
就学支援費 ※	500,000円以内（高校・専修学校高等課程、高等専門学校）

※ 就学支援費の申込期間は、入学年度の4月末までです。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

◎ 申込要件等

- ①ひとり親の母又は父、寡婦及びその扶養する子、父母のいない20歳未満の子が対象です。
- ②連帯保証人が必要です。
- ③大阪府育英会の奨学金等との併給は、原則としてできません。

申込方法

住所地の福祉事務所等の貸付相談窓口（大阪市は区役所 保健福祉センター福祉業務担当）での事前相談後、申込みます。



貸付上限額（無利子） 必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。

校 種		修学資金（月額）	就学支度資金（入学時のみ）
高 校	国公立	27,000円以内	150,000円以内
専修学校 （高等課程）	私 立	45,000円以内	410,000円以内

※ 就学資金の貸付上限額は校種等によって変わります。

日本政策金融公庫（国の教育ローン）

◎ 資格要件

保護者の世帯収入（所得）が次の金額以下であること

扶養する子どもの人数	給与所得の方（世帯収入）	事業所得の方（世帯所得）
1 人	790万円以内	600万円以内
2 人	890万円以内	690万円以内
3人以上	公庫HPをご覧ください。	

教育ローンの概要

- ① 融資限度額……生徒1人につき350万円以内
- ② 利率……年1.65%、ひとり親家庭などは1.25%（令和3年12月現在）
- ③ 保証……（公財）教育資金融資保証基金による保証（機関保証）又は連帯保証人
- ④ 申込……年間を通して申込み可能（必要時期の2～3カ月前がめやす）

ヒューマン・エデュケーション（入学準備資金融資）

◎ 資格要件等

- ①大阪府内に居住し、高校等への進学者の保護者・親権者であること
- ②進学に際して大阪府育英会等の奨学金等の利用を予定しているが、貸付時期までのつなぎ資金で他の貸付制度を利用できない方
- ③直接申込はできません。府内市町村の相談窓口への相談が必要（大阪市は下記の相談窓口）

つなぎ融資の概要

- ① 融資限度額……60万円以内の必要とする額
- ② 保証……連帯保証人が必要です。大阪府内（やむを得ない場合は近畿圏内）に居住する65歳未満の方で、原則申込者と別世帯かつ安定した所得のある方が条件です。
- ③ 返済……進学する学校の修業年限以内で原則として融資月の翌月からの元利均等分割払いとなります。利率は、年1.65%（令和3年12月現在）です。



③ 奨学金等制度についての相談窓口

大阪市教育委員会事務局学校運営支援センター
事務管理担当（就学支援グループ）

TEL 06-6115-7651
FAX 06-6115-8170

- ・電話相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:30
- ・個別専門相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※個別専門相談（面談）は予約制です。